

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和8年2月19日

○出席委員（6名）

委員長 世古安秀  
委員 世古雅人  
委員 濱口正久

副委員長 坂倉広子  
委員 山本欽久  
委員 木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 佐々木真紀

議事総務係 岡村なぎさ  
書記

(午前10時00分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和8年2月25日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○勢力総務課長 改めまして、おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和8年2月25日会議に提出いたします議案についてご説明させていただきます。

提出議案一覧表を提出させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第69号から議案第75号までが令和8年度一般会計及び特別会計、企業会計予算議案で7件、議案第76号から議案第83号までが条例の制定、改正の議案8件、議案第84号から議案第89号までがその他の議案で6件、また、専決処分した事件の報告についてを1件、合わせて22件を提出するものでございます。

ページをめくっていただいて、2ページをご覧ください。

また、追加議案を予定しております、日程はまた後ほど確定するかと思いますが、3月6日を予定しております、議案第90号から議案第94号までが令和7年度一般会計及び特別会計、企業会計補正予算の議案5件、議案第95号から議案第98号までが条例の改正議案4件の上程を予定しております。

また、3月23日を予定している表決の日になりますが、こちらで諮問1件も予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第69号から議案第75号までの令和8年度当初予算の概要についてご説明をさせていただきますので、別冊の令和8年度当初予算説明資料の1ページをご覧ください。

当初予算の規模ですが、令和8年度予算の規模は、一般会計、特別会計及び企業会計で総額238億8,100万円となり、前年度と比べ8億4,249万5,000円の増となっております。前年度比較は、令和7年度が市長の任期満了による市長選挙が行われることから、骨格予算として編成しておりましたので、令和7年度6月補正後の予算と比較しており、一般会計では、前年度より7億9,300万円増の148億円となっております。

また、特別会計では、前年度より1億1,700万円増の総額69億3,900万円となり、企業会計では、前年度より6,750万5,000円減の総額21億4,200万円となっております。

2ページをご覧ください。

予算編成にあたってというところで、5つの政策の柱について主なものを説明させていただきます。まず、「1、出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち」では、鳥羽への移住・定住応援事業や、保育所運営事業、学校給食運営事業などでございます。「2、人が集い活力あふれるまち」では、鳥羽駅周辺エリア再生事業や、宿泊（観光）産業活性化事業、博物館運営事業などでございます。「3、人と自然が調和した環境にやさしいまち」では、漂流漂着ごみ撲滅事業、合併浄化槽普及啓発事業でございまして。「4、誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」では、介護予防・地域支え合い事業、離島救急患者搬送費補助事業、

包括的支援事業・任意事業などがございます。5つ目、「5、行政改革大綱（効率的・効果的なまちづくりを進めるために）」では、宿泊税賦課経費やふるさと納税推進事業などが主なものとなっております。

続いて3ページをお願いします。

重点的な予算配分事業で、予算編成基本方針において、重点的な予算配分を行うこととした、安心な子育て環境の充実、DX推進に向けた施策、日常に根ざした地域防災力の強化の3つの事業について主なものが掲載されており、安心な子育て環境の充実では、子ども医療費公費負担事業や都市公園整備事業など7事業、DX推進に向けた施策は、庁内情報化推進事業など4事業、日常に根ざした地域防災力の強化では、地震対策推進事業など6事業が主なものとして計上させていただいております。

続きまして、27ページ、実際は29ページからになります。主務課別主要事業が掲載されており、このうち、新規事業について事業名と予算額のみ説明させていただきます。

73ページをご覧ください。

健康福祉課ですが、子育て応援事業で295万4,000円を計上し、続いて108ページをご覧ください。農林水産事業で、漁業体験事業10万円を、また153ページをご覧ください。教育委員会総務課で、鳥羽中央中学校大規模改修事業として、2,494万8,000円を計上しております。

令和8年度の新規事業といたしましては3件で、参考までに昨年の6月補正後でも3件ございました。拡充事業とした事業は全体で55事業ございまして、特別会計は別でまた3件のほうが計上させていただいております。

以上が予算の概要でございます。

続きまして、先ほどの提出議案一覧のほうに戻っていただきまして、4ページ、5ページをご覧ください。すいません、3ページです。

議案第76号からご説明させていただきます。議案第76号、鳥羽市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもので、内容といたしましては、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間の利用可能な枠で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業として、こども誰でも通園制度を創設するもので、施行期日としましては、令和8年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第77号、鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例の制定については、中小企業等に対する市及び商工団体等の責務と役割を明確にし、中小企業等の振興に関する施策の基本的方針を定めるものでございます。

内容といたしましては、市は、中小企業等の創意工夫や経営の向上に対する主体的な取り組みに対し、商工会議所をはじめとする関係機関等と連携し、着実に実行できるよう必要な支援を講ずる制定となっております。施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第78号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告に基づき会計年度任用職員の勤勉手当の引き上げの改正を行うもので、施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第79号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、特殊勤務手当の見直しにより船員の処遇改善を図るため、所要の改正を行うもので、船舶職員等の特殊勤務手当支給に係る所要の改正を行っております。施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

議案第80号、鳥羽市福祉医療費助成に関する条例の一部改正については、福祉医療費の助成対象者及び現物給付の拡充等に対応するため、所要の改正を行うもので、内容としまして主なものは、子ども医療費の対象の拡充を現在15歳までを18歳まで、また、現物給付の対象者の拡大を、現在の6歳までを18歳までなどにするもので、施行期日は、今の説明したところについては令和8年9月1日からとなっております。

続きまして、右側、5ページへ移っていただきまして、議案第81号、鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、鏡浦地区における医療提供体制の変更に伴い、所要の改正を行うもので、鳥羽市立鏡浦診療所石鏡分室及び今浦分室を廃止する改正となっており、施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

続きまして、議案第82号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員等の補償基礎額を改正するもので、施行期日は令和8年4月1日からとなっております。

議案第83号、鳥羽市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、消費熱量の小さい簡易的なサウナ設備の増加に伴い、サウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に区分するものや、住宅火災の予防を推進するため、感震ブレーカーを対象機器に追加する改正で、施行期日は令和8年3月31日となっております。

続いて、議案第84号、第六次鳥羽市総合計画後期基本計画の策定については、第六次鳥羽市総合計画における令和8年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画を策定したく、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ページめくっていただいて、議案第85号、鳥羽市過疎地域持続的発展計画の変更については、鳥羽市過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第86号、鳥羽市辺地の総合整備計画の変更については、神島町、答志町、菅島町及び桃取町における公共的施設の総合整備を進めるため、辺地の総合整備計画を変更したく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第87号、第3次鳥羽市観光基本計画の策定については、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第3次鳥羽市観光基本計画を策定したく、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第88号、指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）でございます。

鳥羽市立海の博物館について、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者に指定したく、議会の議決を求めるものでございます。指定の期間といたしましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5か年としております。

続きまして、議案第89号、指定管理者の指定について（鳥羽大庄屋かどや）でございます。

鳥羽大庄屋かどやについて、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定により、指定管理者に指定したく、議会の議決を求めるものでございます。指定期間といたしましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年となっております。

最後に報告第8号、専決処分した事件の報告については、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第10号）で、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、先日行いました衆議院議員選挙の選挙費にあたりますが、1,800万円を増額する補正予算を、令和8年1月21日付で専決処分したので報告するものでございます。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 それでは、私のほうから3月会議の日程についてご説明いたします。

3月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり、当初予算議案7件、条例議案8件、その他議案6件、報告案件1件の合計22件でございます。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについてですが、ドライブに共有しております令和8年3月会議日程案をご覧ください。

2月25日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。次に、議案第69号から議案第89号及び報告第8号の22件を一括議題として、提案者の趣旨説明を行っていただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は8人となっております。3月3日、4日の2日間で行い、1日目4人、2日目4人で行いたいと考えております。

続いて、3月6日に議案に対する質疑を行い、各常任委員会へ付託いたします。

3月6日の会議につきましては、市内中学校の卒業式が午前中に举行されることから、会議時間を午前10時から午後1時30分に繰り下げさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会議時間につきましては、鳥羽市議会会議規則第8条第1項において、「会議時間は午前10時から午後6時までとする。」と定められておりますが、同条第2項において、「議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。」と定められておりますので、本日の議会運営委員会において、開議時間の変更について承認いただけましたら、全議員へその旨を通知させていただきます。

会議日程の説明に戻らせていただきます。

各常任委員会の日程につきましては、3月9日月曜日に行政常任委員会を開催し、議案第76号、鳥羽市特

定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を含む8議案についてご審査いただきます。

3月10日から13日及び16日の5日間は、予算決算常任委員会を開催し、ご審議いただきたいと思っております。

3月23日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論の後、表決とさせていただきます。表決の後、議員発議といたしまして、発議第5号を上程いたします。

発議第5号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の条例の一部改正についてでございます。議会運営委員長から趣旨説明を行っていただき、そのあと議案に対する質疑・討論を行い、表決、散会となります。

なお、質疑の締め切りを3月4日水曜日の正午、行政常任委員会におけるその他通告につきましては、3月6日金曜日の正午とさせていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですね。

ないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○佐々木事務局長 追加議案につきましてご説明させていただきます。

令和8年3月6日会議提出議案一覧をご覧ください。

3月6日金曜日に議案第90号から第94号の補正予算議案5件と、議案第95号から議案98号の条例議案4件を追加上程させていただき、各常任委員会に付託をしたいと考えております。

令和8年3月23日会議提出議案一覧をご覧ください。

3月23日月曜日に表決後、人事案件といたしまして、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを追加上程し、提案者の趣旨説明をいただき、議案に対する質疑、表決を行います。

なお、この人事案件につきましては、3月6日の会議終了後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、3月31日火曜日に日切れ法案等の上程を予定しております。

国会での可決状況を確認の上、改めて議会運営委員会を開催したのち、本会議を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取り扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時22分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和8年2月19日

議会運営委員長 世古安秀